

1 権利侵害情報等への対応について

Q 1－1 権利侵害情報等への対応に係る利用規約等の内容・実態について以下の点をご教示ください。

- (1) 権利侵害情報等への対応に関して、利用規約等において、削除以外のモデレーション（表示順位の低下等）としてどのような対応を行うことと定めているのか。行為や情報の類型ごとに取り得る対応が異なる場合、その旨を分かりやすく整理しご回答ください。
- (2) 権利侵害情報にあたると思われるもののうち、利用規約等に基づく対応が困難と考えるものはどのようなものか。また、そうした情報の削除を行うのはどのような場合があり得るか。特に名誉毀損への対応、侮蔑的表現への対応に関する考え方については必ずご回答ください。また、裁判による判決が無ければ削除しないものがあれば具体的にご回答ください。
- (3) 申立ての対象となった投稿について、申立て理由と投稿内容が一致していないが、当該投稿内容が他の利用規約上の禁止事項に該当する場合は、当該他の利用規約に基づく対応は行われるか。
(例：誹謗中傷を受けたとして申立てがあった場合であって、当該投稿は誹謗中傷には該当しないと考えられるが、個人を特定する情報が記載されているような場合はプライバシーに関する規約等に基づいて対処されるか)
- (4) 権利侵害情報について、削除以外のモデレーションを含めた対応の実施の判断基準及び意思決定プロセス等、貴社のガバナンス体制について。また、公表されている場合は、その公表場所も併せてご回答ください。
- (5) 利用者が知るべき利用規約等の情報について、利用者が容易に認識・理解できるように実施している工夫について。

Q 1－2 権利侵害情報等の発信・拡散への事前の対応について、次の点をご教示下さい。

- (1) 権利侵害情報等を発信・拡散する行為を事前に抑止するための貴社のサービス設計・機能上の工夫等。（ご発表いただいたもの以外にある場合）
- (2) 誹謗中傷を含むネガティブな情報がトレンドに掲載される等、プラットフォーム側の仕組みを一つの要因として拡散される場合、それを抑制するための取組や問題意識。
- (3) (2) も含む、権利侵害情報の発信・拡散に係るシステミックリスクへの対応に関する取組や問題意識。
- (4) 権利侵害情報の発信・拡散に係るシステミックリスク等の実態把握のための、国、研究者等へのデータアクセス提供による協力に関する現在の取組。
- (5) 上記(1)～(3)で記載いただいた取組を含めた、①その効果の評価・分析 ② ①を踏まえた改善の仕組み。また、これらの公表状況。
- (6) 一般的監視（網羅的監視）とはどのようなものと考えているか。
- (7) 上記(1)～(3)で記載いただいた貴社における取組も含めて、権利侵害情報の発信・

拡散を未然に防ぐ取組についてどのような場合が一般的監視（網羅的監視）にあたりと考えられるか。また、その理由。

2 災害発生時の対応について

Q 2－1 災害時の対応について以下の点をご教示ください。

- (1) 利用規約等において、特に災害時の情報流通に関して定めている事項。
- (2) 信頼できる情報源からの情報の優先表示等、災害時に実施している、もしくは実施を検討している取組。（ご発表いただいたもの以外にある場合）
- (3) 災害に備えて平時より実施している取組。
（利用者向けの啓発活動、災害時の情報確認方法に関する案内等）

Q 2－2 その他

事業者様によっては、地震等の災害関連への対応として、日本にローカライズした独自の取組をされていると伺いました。災害に限らず、このように日本にローカライズしたお取組みがございましたらご教示ください。また、ローカライズに関する貴社のお考えをご教示ください。

3 その他

A D R 手続や事業者の判断に対する不服申立て等の事業者と利用者間の紛争処理の手続について、貴社の所感をご教示ください。

以上